

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会
特定寄附金「桜回廊寄附金」募集趣意書

当協会は、「公益目的事業を主たる目的とする法人」として埼玉県から「公益財団法人」の認定を受け、かつ税法上の「特定公益増進法人」と位置付けられている団体であり、新たな公園緑地のあり方を追求し、また、都市緑化の推進、啓発を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを法人の理念としています。

このような理念の基、当協会では都市緑化推進事業として、平成 25 年に発足した『目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト』に参加し、日本一となる「桜回廊」の実現に向け、多くの皆さまからのご寄附を原資として桜の植樹等を行ってまいりました。

結果、「桜回廊」の総延長は、当初の方針に掲げた「20km 以上の桜回廊の整備」を達成し、プロジェクトの目的である、桜に囲まれた自然環境豊かな魅力ある都市空間づくりに貢献したところでありますが、引き続きより一層の地域の活性化を推進することとしております。

また、プロジェクト実行委員会においても、見沼田んぼ「日本一の桜回廊」の魅力をさらに高め、将来に向けて引き継いでいくことの必要性が諮られたところです。

本「桜回廊寄附金」の目的であり、かつ地域社会の健全な発展に寄与するという当協会の理念の実現に向けて、このたび、桜を「守る・育てる」取り組みを推進し、桜回廊に隣接する区域及び駅からのアクセスルートへの植樹、さらには散策路へのベンチや案内看板の設置など、桜回廊をさらに充実させ、次代に引き継いでいくための事業原資となる寄附金を開設いたしました。

つきましては、皆さまにも本趣旨をご理解いただき、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 理事長

記

1 募集期間／事業実施期間

募集期間： 令和2年3月23日から 令和5年9月30日まで

事業実施期間：令和2年3月23日から 令和6年3月31日まで

2 募集対象

個人及び企業等団体

※ 反社会的勢力と認められる個人及び団体からの寄附等、当協会が不相当と判断した場合は、寄附金の受け入れはいたしません。（入金済みの寄附金については、速やかに返還します。）

3 寄附金の使途

(1) 桜回廊に隣接する区域及び駅から桜回廊アクセスルートへ植樹するための費用

【具体的な使途】 桜回廊を充実させるための新たな桜の植樹

(2) 桜回廊及び(1)にある桜の老朽木や立枯れた木の更新

【具体的な使途】 老朽や立枯れによって撤去された場所への植樹

(3) 桜回廊の整備のための費用

【具体的な使途】 散策路等のベンチや案内看板の設置

※1 使途の指定はできません。

※2 清掃や除草作業等の維持管理費用には充当しません。

※3 寄附金額の15パーセントを寄附金募集に係る経費とします。

※4 事業は寄附された金額の範囲で行います。

4 寄附金取扱要領

(1) 寄附金一口額等

個人 500 円

企業等団体 5,000 円

※1 受入れは現金（指定金融機関振込を含む。）のみ。

※2 一口以上、何口でもご寄附いただけます。

(2) 寄附の方法等

【窓口での寄附】

次の施設の窓口で取り扱いいたします。

[西区] 三橋総合公園／秋葉の森総合公園／大宮花の丘農林公苑

[大宮区] 大和田公園

[岩槻区] 岩槻文化公園／岩槻温水プール

[中央区] 下落合プール

[浦和区] 駒場運動公園

[緑区] さぎ山記念公園

[南区] 別所沼公園

所定の寄附申込書に必要事項をご記入のうえ、現金を添えてお申し込みください。
窓口でご寄附された方には、受領書を発行いたします。

【金融機関での寄附】

お振込みによる寄附をご希望の方は、あらかじめ当協会事務局（本部業務センター事業グループ Tel：048-836-5678/Fax：048-836-5200）までご連絡ください。入金までの手続き方法をご案内いたします（振込手数料は申込者様のご負担となります）。受領書は、入金確認後、速やかに郵送いたします。

【募金による寄附】

窓口で寄附を受け付ける施設の他、次の施設に募金箱を設置します。

なお、募金によるご寄附には、受領書の発行はできません。

〔大宮区〕さいたま新都心公園／天沼緑地(天沼テニス公園)／合併記念見沼公園

〔見沼区〕堀崎公園

〔岩槻区〕岩槻城址公園／川通公園

〔中央区〕与野中央公園／八王子スポーツ施設

この他、さいたま市内で開催されるイベント等に当協会が出展する際、会場での募金活動を行う場合があります。

5 寄附金控除

(1) 個人の場合

寄附金控除（所得税法第78条）

個人の方からのご寄附の場合、確定申告にあたり「所得控除」ができます。確定申告される場合は、当協会発行の受領書の添付が必要となります。

※ 各都道府県及び市町村の条例により、住民税における寄附金控除の適用を受けられる場合があります。お住まいの都道府県及び市町村にお問い合わせいただくことをおすすめします。

(2) 法人の場合

特別損金算入限度額（法人税法第37条4項）

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられています。詳しくは、所轄の税務署または税理士にお尋ねください。

6 個人情報の取扱い

寄附の申し込みに係る個人情報は、次の目的以外に利用いたしません。

- ・本寄附に係る事業についてのご連絡等のため
- ・当協会の事業情報に係るお知らせのため
- ・税務署等関係機関への報告のため

取り扱いは適正に行い、ご本人の同意なく第三者へ開示提供することはございません。（法令等により要求された場合を除きます。）

7 担当部署

本部業務センター 事業グループ

所在地（住所）：別所沼公園事務所（さいたま市南区別所4-12-10）

連絡・問合せ先：Tel：048-836-5678/Fax：048-836-5200

E-mail：kikaku@sgp.or.jp